

熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱

制定	平成 7 年	4 月	1 日	告示第 108 号
改正	平成 11 年	7 月	7 日	告示第 288 号
	平成 14 年	6 月	17 日	告示第 245 号
	平成 16 年	4 月	16 日	告示第 11 号
	平成 17 年	6 月	2 日	告示第 258 号
	平成 19 年	4 月	25 日	告示第 224 号
	平成 20 年	3 月	25 日	告示第 149 号
	平成 20 年	9 月	19 日	告示第 522 号
	平成 21 年	5 月	14 日	告示第 309 号
	平成 21 年	6 月	30 日	告示第 406 号
	平成 22 年	3 月	23 日	告示第 138 号
	平成 22 年 10 月	8 日		契約検査室次長決裁
	平成 23 年 11 月	15 日		契約検査室次長決裁
	平成 27 年	3 月	30 日	契約検査総室長決裁
	平成 28 年	3 月	30 日	総務局長決裁
	平成 29 年	8 月	1 日	告示第 498 号
	令和元年	7 月	1 日	告示第 157 号
	令和 3 年	2 月	25 日	工事契約課長決裁
	令和 6 年	4 月	11 日	工事契約課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市が発注する建設工事、調査、測量及び設計等（以下「市発注工事等」という。）の請負及び委託契約（以下「契約」という。）の適正な履行を確保するため、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第9条に規定する有資格業者（以下「有資格業者」という。）に指名停止に該当する行為があった場合の市の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、有資格業者が、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づき、指名停止となった場合、市発注工事等においても、当該指名停止の期間と同期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

3 市長は、指名停止を行ったときは、市発注工事等の契約のため入札を行うに際し、指名停止の期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格業者を参加させてはならない。

4 市長は、前項の規定により、指名停止を行った有資格業者に対して、現に一般競争入札において参加資格の承認をし、又は指名競争入札において指名をしているときは、当該承認又は指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人のあることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たない場合にあっては、1.5倍）の期間とする。
- (1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1項、第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項、第2項又は第3項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前2項、次条及び別表各項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合にあっては、36月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項、次条及び別表各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定めて指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、当該期間に当該期間と同等の期間を加重した期間をもって指名停止の期間とする。ただし、加重後の指名停止の期間が36月を超える場合にあっては、36月とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は熊本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事実について、別表第2第2項又は第3項に該当したとき。
- (2) 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反、公契約関係競売等妨害又は談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。
- (5) 熊本市の職員又は他の公共機関（国、地方公共団体及び公社等をいう。以下同じ。）の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第1号）、指名停止期間変更通知書（様式第2号）又は指名停止解除通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の工事完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第10条 市長は、前条の規定により書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行う場合において特に必要があると認めるときは、当該有資格業者の指名を回避することができる。

2 市長は、有資格業者が別表各項の措置要件に該当する事実を知ったときは、第2条第1項等の規定により指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

3 市長は、有資格業者が別表各項に該当しない場合においても、経営不振又は社会的信用を失墜する等の行為があった場合は、指名を回避することができる。

(指名停止等の措置の決定等)

第11条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止期間の変更又は同条第6項の規定による指名停止の解除に係る決定は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令(昭和41年訓令第5号)第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会の審議を経て市長がこれを行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

2 下益城郡富合町の編入の日(以下「富合町編入日」という。)前に同町において締結された契約については、本市(上下水道局を含む。)が発注したものとみなしてこの要綱を適用するものとする。この場合において第5条第1号及び第5号中「熊本市の職員」とあるのは「(熊本市の職員(旧下益城郡富合町の職員であった者を含む。))」とする。

3 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則附則第3項に基づき本市の有資格業者とみなされた者に係るこの要綱の適用に関しては、富合町編入日前の事実又は行為があっても富合町編入日以降に指名停止要件に該当する行為が司法当局等によって決定された場合(指名停止要件が司法当局等の決定に基づかないものにあつては、富合町編入日以降に指名停止に該当する行為を確認した場合)について適用する。

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

4 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日(以下「2町編入日」という。)前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市(上下水道局及び病院局を含む。)が発注したものとみなしてこの要綱を適用するものとする。この場合において、第5条第1号及び第5号中「熊本市の職員」とあるのは、「熊本市の職員(旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の職員であった者を含む。))」とする。

5 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則附則第4項及び第6項に基づき本市の有資格業者とみなされた者に係るこの要綱の適用に関しては、2町編入日前の事実又は行為があっても2町編入日以降に指名停止要件に該当する行為が司法当局等によって決定された場合(指名停止要件が司法当局等の決定に基づかないものにあつては、2町編入日以降に指名停止に該当する行為を確認した場合)について適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱は、施行の日以後に熊本市（上下水道局及び病院局を含む。）が発注する建設工事、調査、測量及び設計等（以下「工事等」という。）について適用し、同日前に発注された工事等については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱は、施行の日以後に熊本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注する建設工事、調査、測量及び設計等（以下「工事等」という。）について適用し、同日前に発注された工事等については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第2条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要綱の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の別表第2各項に定めるところにより期間を定められた指名停止であってこの要綱の施行の日以後にその期間が満了するもののうち、この要綱による改正後の別表第2各項に定めるところにより期間を定めるとしたならば当該指名停止の期間が現在よりも短く決定されると見込まれるものについては、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱第4条第5項の規定にかかわらず、別に市長が定めるところにより、当該指名停止の期間を変更することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

熊本県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 市発注工事等、熊本市上下水道局が発注する建設工事、調査、測量及び設計等、熊本市交通局が発注する建設工事、調査、測量及び設計等又は熊本市病院局が発注する建設工事、調査、測量及び設計等（以下「市等発注工事等」と総称する。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
（過失による粗雑工事等） 2 市等発注工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1月以上6月以内
3 熊本県内における建設工事、調査、測量及び設計等で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
（契約違反） 4 第2項に掲げる場合のほか、市等発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 市等発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 市等発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 次に掲げる者が熊本市の職員又は他の公共機関に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 代表役員等（有資格業者である個人及び有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） （2） 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）及びその支店又は営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。） （3） 使用人（有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。以下同じ。） （独占禁止法違反行為） 2 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 （公契約関係競売等妨害又は談合） 3 代表役員等、一般役員等又は使用人が工事等に関し、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （暴力団又は暴力団関係者の利用等） 4 代表役員等、一般役員等、使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が次のいずれかに該当すると認められるとき。 （1） 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。 （2） 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。 （3） 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内 当該認定をした日から6月以上24月以内 逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内 当該認定をした日から2月以上6月以内

(建設業法違反)	
5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
6 市等発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(工事成績不良)	
7 市等発注工事等に関し、工事成績評定点の合計が次のいずれかの場合。	当該認定をした日から
(1) 45点以上50点未満	3月
(2) 40点以上45点未満	4月
(3) 40点未満	6月
(契約辞退)	
8 市等発注工事等に関し、正当な理由なく落札者が契約を締結しないとき。	当該認定をした日から 4月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為)	
9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

様式第1号（第6条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 様が（の） ① ことは、誠に遺憾であります。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置について報告してください。）

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④
- 3 苦情の申立てについて

この通知書による措置に不服がある場合は、当該措置期間内に苦情申立書により市長に対して苦情の申立てを行うことができます。

（注）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第6条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2号（第6条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 発第 号で貴 の指名停止を行った旨を
通知したところですが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知し
ます。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由
- 4 苦情の申立てについて

この通知書による措置に不服がある場合は、当該措置期間内に苦情申立書により市長
に対して苦情の申立てを行うことができます。

様式第3号（第6条関係）

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 発第 号で貴 の指名停止を行った旨を
通知したところですが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。